

第二十二回 参議院建設委員会會議録第十二号

昭和三十年六月十四日(火曜日)午前十四時四十分開会

委員の異動

六月十日議長において遠藤柳作君を委員に指名した。
同日委員田中一君辭任につき、その補欠として上條愛一君を議長において指名した。
六月十三日委員上條愛一君辭任につき、その補欠として田中一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石川 榮一君
理事 石井 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

小澤久太郎君
酒井 利雄君
宮本 邦彦君
横川 信夫君
北 勝太郎君
村上 義一君
湯山 勇君
田中 一君

國務大臣

建設大臣 竹山祐太郎君

政府委員

建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省河川局長 米田 正文君

事務局側

常任委員 菊池 璋三君
会専門員

常任委員 武井 篤君
会専門員

住宅金融 鈴木 憲三君
公庫理事

説明員

本日の會議に付した案件

○水防法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件
(昭和三十年度建設省関係予算に関する件)

(建設省職員定員に関する件)

○委員長(石川榮一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
まず、水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案の提案理由の御説明を竹山建設大臣からお願いいたします。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ただいま議題となりました水防法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国が毎年災害により甚大な被害を受けておりますことは御承知の通りでありまして、これが対策の一つとして、第五回國會におきまして、水防制度を整備するため水防法が制定されたのであります。今更には水防活動の強化をはかるため、洪水予報、災害補償、報償、費用分担、費用の補助等の規定を整備することとしたのであります。

これが本改正案を提案した理由であります。

ります。次にその主要な点について御説明申し上げます。

第一点は、洪水予報の規定を整備することです。現在、利根川、淀川等の重要河川につきましては、建設省及び中央氣象台が協力して、水位、流量を示して洪水予報を行なっているものであります。この際、これを水防活動の一環として水防法に規定し、建設大臣及び中央氣象台が共同の責任において的確かつ迅速な予報を行い、水防態勢の強化に資することとしたのであります。

第二点は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、海岸または湖沼については建設大臣が、それ以外の河川、海岸または湖沼で洪水または高潮によつて相当な損害を生ずるおそれがあるものについては都道府県知事が、水防活動を行う必要がある旨を警告する水防警報を行うこととしたし、水防機関の出動及び準備に指針を与え、水防の一そのの強化、効率化をはかることとしたのであります。

第三点は、水防団長または水防団員が公務により死傷した場合における損害の補償につきましては、現在制度的に確立しておらず、わずかに扶助という形で水防管理団体の措置にまかされておるものであります。これを公務災害補償制度に改めることによつて、かかる犠牲者に対する補償を確保し、水防団長または水防団員が後顧の憂いなく水防活動に専念し得るようにしたのであります。

なお、一般住民が水防に従事したることにより死傷した場合に対する補償につきましても、これに準じて所要の規定の整備をいたしました。

第四点は、挺身水防に従事することによつて著しい功勞があつた者に対し、建設大臣が報賞を行うことができないこととし、その功勞に報いる道を開いたこととあります。

水防は、もとより自治団体の郷土愛の発露に基づく行動であります。その影響するところただに当該自治団体の利益にとどまらず、国の施設を保全し、広く公共の安全を保持する上に至る大の貢獻をなすものであり、国としてもその功勞に報いることは当然のことと存する次第であります。

第五点は、水防管理団体の水防によつて著しく利益を受ける市町村が、当該水防に要する費用の一部を負担する義務があることを法定いたしましたこととあります。

水防に要する費用は、単に水防を行なつた水防管理団体だけが負担すべきものでなく、従つて、著しく利益を受ける市町村は必分の負担をなすべきことを明らかにすることとしたし、より広範な規模の水防活動がなされかつ近隣市町村の相互協力の精神が発揚されることを期待するものであります。

第六点は、現在予算措置のみでなされてゐる国庫補助を法定することによつて、国の水防に対する責任と関心を明らかにし、水防施設の整備促進をはかることとしたのであります。

を明らかにし、水防施設の整備促進をはかることとしたのであります。

なお、附則におきまして、氣象業務法を改正し、建設大臣及び中央氣象台が行う洪水予報について氣象業務の制度上の根拠を明確にするともに、建設省設置法及び北海道開発法を改正し、洪水予報及び水防警報に関する建設省及び北海道開発庁の権限及び所掌事務について所要の規定を整備いたしましたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願いいたします。次第であります。

○委員長(石川榮一君) 次に、この内容の詳細な説明を政府委員からお願ひいたします。

○政府委員(米田正文君) ただいま提案理由の説明のございました水防法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に説明を申し上げます。

まず、第二条第五項の改正であります。現行法におきましては水防計画の内容として水こう門の操作を定めておくこととし、ダムをその中に含めて現実運用をいたしておるのであります。字句上、水こう門の中にダムを含めて解することはや困難でありますので、これを明確にいたしましたのであります。ダム、水門、閘門等、人為的に操作ができる施設については、その操作の方法によつては災害を助長する危険のあるものであることは言ひま

でもないことでありまして、洪水時に
おいて水防上必要な操作と水防との関
係をあらかじめ調整しておく必要があ
るものであります。

第二項第六項及び第七項は新たに設
けたのであります。第六項は現行法
第二十九条の中に規定してありまし
た。第七項につきましては、後ほど申し
上げますが、本改正法では建設大臣及
び都道府県知事が水防警報を行うこと
となつておりますので、その定義を明
らかにしたものであります。すなわち
水防警報とは洪水予報、気象予報等の
予報により、またはみづから水位、流
量、その他河川の状況の判断により、
洪水または高潮による災害が起るおそ
れがあるときに、関係水防管理団体に
対し水防を行う必要がある旨を警告す
ることでありまして、これによつて水
防上必要な指針を与え、水防活動が迅
速かつ適宜に行われることを確保しよ
うとするものであります。

第六条第二項中「扶助」を削り、第
六条の二の規定を新設いたしましたの
は、水防団長、水防団員の災害補償の
制度を確立したものであります。水
防団長、水防団員が公務により死傷
した場合には、善後措置につきまし
ては、現行法においては扶助という名
目で水防管理団体の措置にまかせられ
ておるのであります。この際見舞金
的性格を持つ扶助をやめ、公務災害補
償として水防管理団体の義務といたし
たのであります。補償の基準につきま
しては、水防管理団体が議決または条
例で定めるのであります。国といた
しましては、基準を定めまして、少く

も消防機関に属する者が受けている補
償と均衡を失わないよう指導いたした
と考えております。

第十條の改正は、洪水予報に関する
ものであります。現行法第十條の見出
しは「気象予報」となつておりますが、
実体は洪水予報に関する規定でござ
いまして、現在も中央気象台はこの規
定によりまして、気象の観測から判断
して、洪水または高潮のおそれがある
ことを予報し、建設大臣及び知事に通
知いたしますとともに、一般に周知の
措置をとつておりますのであります。見
出し及び第一項の改正は、この際実体
に即した見出しをつけるとともに、字句
の整理を行なつたものであります。

第二項は、新たに水位、流量を示す
洪水予報に関する規定の整備を行なつ
たものであります。現在利根川、淀川
等重要な河川につきましては、建設
大臣及び中央気象台が協力して、す
でに水位、流量を示した洪水予報を行
なつておりますのであります。この際こ
れを法律上の制度として確立すること
によりまして、よりの確迅速なる予報
を行うとともに、さらに他の重要河川
にもこれを適用してゆきたいと考えて
おります。水位、流量を示す洪水予報
を行うためには、河川の状況、上流の
水位、流量、実降雨量、予想雨量等を
総合的に判断してなされなければなら
ないものであります。これがため、建
設大臣と中央気象台とが共同して行
うこととした次第であります。
実施に当りましては、両者があらか
じめ基本協定を作り、運用に遅滞をこ
を来たすことのないよういたす所存で
あります。なお、予報の結果につきま
しては、建設大臣及び中央気象台がそ

れぞれ全面的に責任を有するものであ
ります。

第三項は、洪水予報を行う河川の指
定でありまして、建設大臣が運輸大臣
に協議して定めることとしたしまし
た。

第十條の二は、知事が、洪水予報を受
けた場合において、水防管理団体に通
知する旨の規定であります。現行法第
二十九条はこれと同一趣旨の規定であ
りますが、指定水防管理団体のみに関
するものでありますので、これをその
他の水防管理団体にも及ぼすものと
し、かつ、洪水予報との関連を明らか
にする意味において、水防活動の意に
規定したものであります。

第十條の三は、第十條の二による通
知により、またはみづから判断して、
洪水または高潮のおそれがあることを
知つた場合における水防管理者等の通
報義務に関する規定でございますが、
これも、現行法第三十條にありますが、
を、前に述べた同一の理由により、
本章に規定したものであります。
第十條の四は、定義の御説明の際申
し上げました水防警報に関する実体規
定でございます。第一項は、建設大臣
及び都道府県知事が水防警報を行うべ
き義務と、建設大臣及び都道府県知事
が水防警報を行う河川、湖沼または海
岸について、包括的にその分野を定め
たものであります。第二項及び第三項
は、水防警報を発した場合における警
報事項の伝達に関する規定であり、第
四項は、第一項によりまして建設大臣
または都道府県知事が水防警報を行う
場合における河川、湖沼、海岸につい
ての公示の規定であります。

の出動に関する規定でありまして、現
行法第三十一條と同一の趣旨でありま
すが、対象を指定水防管理団体のみ
ならずその他の水防管理団体にも及ぼす
こととし、かつ、水防警報と出動との
関係を明確に規定したものでありま
す。

第十六條の改正は、水防管理団体が
水防のため緊急の必要があつて他の水
防管理団体または市町村に応援を求め
た場合における費用は、応援を求めた
水防管理団体が負担する旨を明確にい
たしたものであります。

第二十條第二項は、水防上緊急を要
する通信のために建設大臣、都道府県
知事、水防管理者等が優先的に利用で
きる通信施設のうち、日本放送電機式
会社通信施設につきましては、同社は
すでに廃止されておりますため、これ
を電気事業通信施設と改めたものであ
ります。

第二十九條から三十一條までの規定
は、さきに申し上げました通り、第三
章水防活動の章に、第十條の二、第十
條の三及び第十條の五の規定を設けま
したので、これを削除することといた
しました。

第三十二條の二は、水防管理団体の
水防によつて利益を受ける市町村の費
用負担の規定であります。洪水または
高潮により一たん堤防が決壊したまは
はんらんいたしました場合におきまし
ては、その及ぶところをわけて広大な
区域にわたる場合がしばしばあるので
ありまして、水防管理団体の水防は、
単に当該水防管理団体のみならず、他
の市町村を利用すること大なるものがあ
ります。かかる場合におきまして、当
該水防に要する費用を水防を行なつた

水防管理団体のみの負担に期せしめ
ず、利益を受ける市町村にも負担さす
ことは、公平の見地からぜひとも必要
であります。よつて、新たに受益市町
村の費用負担の制度を定め、費用負担
の責任を明確にいたすこととしたしま
した。第一項は、受益市町村の費用分
担に関する基本的規定であります。第
二項は、受益市町村が費用を負担する
場合に、その額及び負担の方法につき
まして当事者が協議して定めることと
いたしました。第三項及び第四項は、
協議が成立しない場合においては、都
道府県知事が当事者の申請に基づきま
してあつせんをなし得る規定を設けたも
のであります。

第三十三條の二は、水防に要する費
用についての国の補助に関する規定で
あります。現在国は予算措置でもつて
水防施設の設置に要する費用の補助を
なしておるのであります。これを法
律上の補助とすることによつて、水防
に関する補助の制度を整備し、国の責
任と関心を明確にいたしましたものであ
ります。第二項は、国の補助は国民経済
上洪水による影響が重大な河川につ
てなされること、補助対象となる水防
施設の範囲は政令で定め、補助
率は都道府県が水防管理団体に對し補
助する額の二分の一以内とすること等
について規定し、第三項は、国の補助
額の限度は水防施設の設置に要する費
用の総額の三分の一以内とするこ
について規定いたしましたものであります。
第三十四條の改正は、現行法にお
いて一般居住者が水防に従事したこと
により死傷した場合に扶助金を支給す
るにありますが、水防管理団体が災害
補償をなすべき義務があることを明確
にいたしましたのであります。基準につ

ましては準則により指導いたしたいと存じますが、大体的考え方を申し上げますと、警察官に援助した者の災害給付に關する法律の例によりまして、給付の基礎額を定めて補償するようにいたしたいと考えております。なお、第十六条の規定により応援した水防団員等に対しても本条の対象となっておりましたが、これは第六條の二によつてそれぞれ所屬水防管理団体が補償することとしたしました。

第三十四條の二は、水防に従事した者で当該水防に關し著しい功勞があつた者に対し、その功勞に報いる報賞の制度を設けたものであります。現在におきましても、水防功勞者報賞の費目から水防犧牲者に対して報賞金を支給してゐたのであります。その制度上の根拠を明らかにしたものであります。報賞の具体的な方法につきましては建設省令で定めるのであります。その功勞の程度、献身の程度によりまして差をつけたいと考えております。特に水防により死傷した方に対しましては、相當な金品を交付することを考慮いたしております。

第三十五條の二は、建設大臣及び都道府県知事の水防に關する助言及び勸告の権限を明確にし、水防活動がより強力に運営できるように期したものであります。

次に附則について御説明申し上げます。第一項は施行期日に関するものでありまして、公布の日から施行することとしたしました。

第二項は氣象業務法の改正でございます。氣象業務法は氣象業務に關する基本的制度に關する法律であります。

て、氣象、地象、水象等に關する観測、予報、警報等につき、中央氣象台の権限及び責任並びにそれらに關する制度を定めたものであります。今回水防法の改正によりまして、水防法に水防活動との関連において水防活動の用に適合する洪水予報の規定を整備され、建設大臣が中央氣象台と協同して行つた洪水予報の規定が設けられましたので、洪水予報について制度の観点から規定してゐる氣象業務法を改正する必要を生じたのであります。

まず、同法第十三條の改正についてであります。現在中央氣象台は、第十三條第二項の規定により、洪水について主として氣象の観測による一般の利用に適合する予報及び警報をすることができるとなつておるのであります。が、洪水の影響の及ぶところが甚大であることにかんがみ、中央氣象台が行ななければならぬこととし、所要の改正を行なつたものであります。

第十四條の二は、水防活動の利用に適合する予報及び警報の制度に關する規定であります。さきに述べました通り、本条は水防法第十條に対応する規定でございます。第一項は、水防法第十條第一項に対応して、中央氣象台が行つた高潮、洪水等の予報及び警報について、第二項は、水防法第十條第二項に対応して、重要河川について中央氣象台が建設大臣と協同して水位、流量を示して行つた洪水の予報及び警報について規定したものであります。第三項は、予報及び警報をする場合における周知措置について、一般の利用に適合する予報及び警報と同一の措置をとる必要がありまして、第十三條第三

項を準用したものであります。第四項は、氣象業務法によりまして、中央氣象台以外の者が予報業務を行つた場合には第十七條の規定により運輸大臣の許可を要することとなつており、また中央氣象台以外の者が警報を行つたことは第二十三條の規定により禁止されておるのであります。建設大臣が水防法及び氣象業務法に基いて洪水の予報及び警報をする場合には、当然のこととして適用がない旨を宣言いたしたのであります。

第十五條の改正は、水防活動の利用に適合する予報の性格上、警報事項を通知すべき相手方に建設省及び都道府県の機関を加えたものであります。第十條、第二十四條及び第三十七條の改正は、第十三條の改正に伴い、字句の整理を行なつたものであります。

次に附則第三項は、建設省設置法の改正であります。建設大臣が洪水予報及び水防警報を行つたこととなつたため、建設本省及び地方建設局の所掌事務に關し規定の整備を行なつたものであります。

さらに、北海道におきましては北海道開発局が建設省の事務を分掌することとなつておりますので、北海道開発法を改正し、洪水予報及び水防警報の実施は北海道開発局が所掌し、建設大臣が主務大臣としてこれを監督することとしたしました。

以上が本法案の内容でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことを切望する次第でございます。

○委員長(石川榮一君) 速記をやめて、速記をつけ

○田中一君 この報賞制度ですね、これが今まで任意に扶助するといふような規定になつておつたといふふうになりましたが、現実において、水防活動で今度報賞並びに補償するといふことに該当するやうな事項が、今までのくらゐあつたか、各災害河川について、それが実態において、市町村長といふか、あるいは水防組合がどういふ形のことをしているかといふ実例を出していただきたいのです。これは私は法律はあまり詳しい方ではないですが、わからないのですが、それが一つ。

もう一つは、法律に、報賞の賞はほろびの賞ですね、こゝろいものは他の法律にあるかどうか。いゝゆる一つの行動をする、法律の中にそれに対するごほうびをやるといふやうな規定が、ほかの法律にあるかないかといふことを探して、一つ御報告願ひたい。民主党の鳩山内閣はまたらにほうびばかりくれるくせがありまして、いろいろものはほうびをくれる。これはわれわれは考えなくちやならぬと思ふのです。そういふ点で、そういふものがあるかどうか、それがまず第二点。

それから地方交付税に水防といふ一つの測定単位が含まれてゐるのかどうか。これも一つ資料として出してほしい。それから全国に量水機、驗潮儀、

それからその他の水位観測施設といふものが、どの川のどこに總計何個あるかといふことの資料を出していただきたい。それから港灣に對する、いゝゆる運輸大臣が所管するところの分に対して、あなたの方ではわからぬでしょうから、運輸省の方に連絡をとつて、高潮の予知といふか、そういつたやうな施設があるかどうか。あるならば、その數量、場所を資料として出していただきたい。

それから水害予防組合といふものはどのくらいあるのか。それからその仕事の実体といふものはどういふことを水害予防組合はやつておつて、水防組合と水害予防組合は違ふのでしよう。予防は予防で、水防の方は来たやつを受けて立つといふのです。そんなのでしよう。

○政府委員(米田正文君) 水害予防組合は、水防法に基く規定のもとに活動をする機關です。

○田中一君 それがいよいよ全国の河川単位で、どのくらいできておるか。そうしてそれは市町村単位にできてゐるやうですけれども、市町村単位といふか、連合体、さういふものがどのくらいあるかといふことを、一つ資料として出していただきたい。

報賞制度を省令で定めるといつていますから、報賞制度の政令案をお出し願ひたい。

大体私の要求するのはさういふものです。

○委員長(石川榮一君) 資料要求はありませんか。

○小澤久太郎君 さつき米田君が公務災害について、消防団との均衡を保たせるといふやうなことを言われたけれ

ども、消防団はどういうふうにしていたのですか。それの一つ。勉強すればわれわれはわかるかわかりませんが、これも……。

○湯山勇君 要望があるのですが……。これの審議のときには気象台長が一緒に来るように、お手配願いたいと思うのです。

○委員長(石川榮一君) さよういたします。——ほかにありませんか。

○田中一君 これは質疑じゃないのですが、山の雨量を調べる測量器があったのですが、オートマテイクの點つてくるやつ、あれは一体今どの河川にどのくらい施設してあるのですか、それの一つ出していただきたい。

○委員長(石川榮一君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記をつけ。昭和三十年度建設省関係予算に関する衆議院の予算修正に關しまして、建設大臣から御説明を願いたいと存じます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 詳しいことは官房長から申し上げることにいたしますが、今回の自由黨、民主黨による修正のおもな点は、河川に五億、ダム関係に二億、特定道路に五億、災害に全体で四億五千万円を、今日の残事業の率によりまして、建設、農林及び運輸の三省の災害関係に按分をしました額が、建設省分が二億八千万円余であります。そのほかに、産業開発青年隊の分といまして一千万円、これが今回の修正でありまして、なお、財政投資の關係等で、住宅金融公庫の資金が四十

五億の政府出資が預金部等の政府の資金に置きかわつておりますが、これはまだ詳しくは事務的に調整をいたしておりますので、いづれまた詳しくは御説明を申し上げたいと思つておりますが、これによつて公庫の現在計画をいたしております計画は、遂行には支障はありません。大体今度の修正はそういうことでございまして。

○田中一君 耐火建築促進法の補助が六千万円というのはいくつあるのですか、これは。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 耐火建築促進法の補助が六千万円追加になりました。これは本委員会でも御質疑をいただきましたので、われわれとしても本意に考えておつた点であります。が、今回の修正で、昨年に比べれば若干減額はいたしましたけれども、もとに復したようなわけで、ただこれに伴ひまして、あるいは目下御審議いただいております融資保険法の中で、附則においていわゆる耐火建築に対する融資の問題を取扱つておりますが、率直に申せば、これは補助金の削減に対応する一つの対策であつたことは事実でありますけれども、今回の補助金の修正がありまして、資金を融通する道をとつておくことは何ら差しつかえない、というよりも、多々ますます弁ずることと考へますので、補助金の制度と融資の制度をあわせて持つていこうという考へでおりますので、今回のこの予算修正に伴ひまして、提案をいたしておりますこの分に関する法案の修正は、目下われわれとしてはこれを修正をいたす考へはございません。

○田中一君 この東北総合開発調査費というの、どこにつくものですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは経済審議庁へつけることに話が進んでおります。

○田中一君 小田地開闢事業というのはどういふのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 小田地開闢事業、これは農林省所管です。

○湯山勇君 今の災害復旧事業費は、修正のところでは四億五千万で建設省所管というふうに説明はあつたわけですが、これは、実際の、今の御説明では二億八千万という御説明ですが、あとはどういふことになつておるのでありますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 農林省とそれから運輸省の港灣の災害です。

○田中一君 この災害、特定道路、ダム、河川、この四つの修正増といひますか、これは政府が持つております原案ですね、原案プラスアルファというふうに各河川に分配しようとするつもりなのか、あるいは全然新設の、衆議院の民主黨と自由黨の選挙対策の含みを持つたいわゆる総花式な割當を考へておられるのか。その点のこの分に対する詳細な内訳が、案でけつております。もちろん予算が通つていないのですから案でけつておりますから、お示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは、修正がおきまりになつてから実施の計画を立てるのが当然のことでありまして、今お話しのようなことは何ら考へておりません。ただ、今申し上げた河川の中で、直轄と補助をどうするかというふうな、当然予算の中へ分けて明確にいたしておかなければならぬ面につきましては、これは明確にいたして、事務的な修正案をお手元にいすれ

ごらんをいただくように提出をいたしますが、その中でどこにどうというふうなことは、何ら、各党間において話し合ひがあつたわけでもなければ、われわれとしては考へておりません。

○田中一君 いや、各党間において話し合ひがなかつたといふことを今大臣は言つていますけれども、あなたはこの修正案に参画しておられるのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは予算委員会においても総理が申しておりますように、各党間で決定をいたしましたものを政府が同意をいたしましたわけでありまして、修正の内容等についてわれわれは何ら関与いたしておりません。

○田中一君 関与しないから何つていふのですが、むしろ関与しないと思ひます。従つて、内容がこれだけのものを示す以上、相当縛られておると思ひます。この便益については、そういう点は政府原案のものにどこにどうなるかといふことは、予算が通つてからそれをお示しになるというのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 予算の修正案にお示しをいたしている以上、約束はあります。一般予算同様、予算が決定後、毎年のように政府は自主計画を立てることに考へております。

○委員長(石川榮一君) 大臣は今衆議院の建設委員会から呼ばれておりますから、一つ衆議院の方に……。○赤木正雄君 この点についてまだ質問があるのですが、衆議院にいらつしやるなら、この次にします。

○委員長(石川榮一君) 補足的に、もし何でしたら官房長に対して、わかりますならば……。○湯山勇君 今災害復旧事業費というのは、四億五千万が運輸省関係の港灣と、それから農林省関係という御説明があつたわけですが、運輸省所管では港灣事業費を含んで五億の増になつておられるのです。今度の修正では、運輸省関係です。今のように港灣事業の災害関係連事業を含めて五億増になつておられるのです。それとの關係が、今の御説明ではどうも重複しておるような感じがするのですが。

○政府委員(石破二郎君) 運輸省の關係の予算は私詳しくわかりませんが、けれども、お話しした災害関係連事業費は災害復旧費としては計上いたしません。で、おそろく運輸省所管の港灣事業費災害関係を含んで五億と書いてあるのじゃないかと思ひます。

○湯山勇君 ええ、そうです。

○政府委員(石破二郎君) 建設省分につきましても、運輸省分につきましても、災害関係連事業費と申しますのは改良的に取扱つておりまして、災害復旧費としては形式上取扱つておりません。關係上、従ひまして、災害復旧に四億五千万増額しまして、これを残事業に充てて建設、農林、運輸と分けましたので、運輸にも相当分が行つておると思ひますが、お話しした五億の中には、その分は入つておらぬものと私は了解いたしております。

○委員長(石川榮一君) 赤木さんは別に……。○赤木正雄君 私は大臣に対する質問です。○委員長(石川榮一君) 住宅金融公庫の理事の鈴木三君も御説明に参つておりますが、もし御質疑があります

おりますことは、御指摘の通りでございます。まず、準職員というのが各地方建設局に相当数おります。約六千人程度おります。これは定員法に基く公務員とは別です。

という名目で採用されておる者があるはずなんです、それは事務所あるいは出張所限りで、臨時職員の形でしょ

る。それから他のものはどうなっているか。あるいは健保の適用——日雇健保とかそういうものであらうと思

でいるのですか。そういたしますと、予算措置といひましても、結局、事業費から出るとすれば、別段現在の予算をどう変えなくちゃならないという性質のものではないですか。

会てその問題に就いて、各大臣に聞いてみました。そうすると、そのようにするように努力しているということを書いておきます。大蔵大臣も、決して

う言っておりますから、今湯山君の質問に關連するわけですけれども、今までの行きがかりとか何とかというものは、どういふ意味か。私は行きがかりとあなたの言っている発言というものは、ひよつとしたらば、定員内における国家公務員の共済組合加入者あるいは準職員共済組合の加入者等々が反対の意向があるのか、そうした者の加入を反対しておるか、あるいは大蔵省が、あるいは会計検査院が、事業費をそのような形でもって使つてはならないと、こう言つておるか、どこにその根拠があるのかお話し願ひたいです。

○政府委員(石破二郎君) この準職員制度を設けましたときにも、大蔵省との間にいろいろ折衝いたしまして、建設省としてはいろいろ種類の人間は今後もふやさないことに努めましようといふようなことを言つたいきさつもある、こゝろ趣旨でございます。その後、ただ現場の方では、必要に迫られてやむを得ずこゝろ職員を置いておるわけでありまして、むだな職員を一人も置いておるわけはございませんので、従来のいきさつはありますけれども、今折衝しておるということを申し上げておるわけでございます。

○田中一君 これは何も大蔵省に聞く必要はないのです。了解で済むと思ふのです。どつち道、その人間を、その日雇い公務員といふものを事業費でまかなつておるわけなんです。私は大蔵省に遠慮するよりも、会計検査院が一体、そうした形でもって共済組合費といふものを事業費の中から出す場合には、どういふ見解を持っておるかといふことの方が大事だと思ふのです。そ

こで、あとの問題は、大臣の決意いかんです。やろうという決意があればできるのです。

私はあらためて伺ひますけれども、一体その建設省が一万八百名という補助員を使つておる工事の現場において、その事業費といふものは、その準職員が自分で労働力を提供してやつておる工事が幾らあるか、それからその日雇い公務員が地方の労力を監督指揮してやつておる工事が幾らあるか、もう一つ次に部分的な請負をやつて仕事をやつておるののどのくらいは量があるか、そして請負にやつておる工事といふものが、ことごとく予算価格だけでもって落札されておるかどうか。おそろくこれは、きのうも本会議で説明があつたように、入札制度をとつたと思ふのです。そうすると、そこ全部が全部、予算額の十割で落札しておるものかどうか。私はそれは見られないと思ふのです。そうしますと、その落札価格と予定価格といふものの差といふものは何に使われておるのか。工事量が伸びておつたか、あるいはどういふ形でもって使われておるかといふ実態を、こまかに御説明願ひなければならぬと思ふのです。

私は、健康保険に加入しておるこれらの補助員といふものは、共済組合費に振りかへた場合に、一体幾ら増額されるかといふことになりまして、ただ七十四万七千五百円です。七十五万一千名で幾らだ、七十五万、その程度でしょう。そういう事、そのようにならぬ、それが一万八百名のいわゆる生活を守つて、同時に、現在の希望といひますか、はかない希望が満足されるな

らば、これは建設大臣並びに補佐する官房は当然進んでやるべきだと思ふのです。私は、もしそういふ、何か裏にものがあるような、大蔵省が反対するといふようなことを言つておられますけれども、大蔵大臣は、決して反対しませんといふことを昨日の予算委員会ではつきり答弁されておられます。そういう金です。私はあえて申し上げます。今申し上げたように、公共事業費のうち請負に對して予定価格と落札価格の差金、これをどこに使つておるか、明確にこれをお聞かせを願ひたいと思ふのです。

○政府委員(石破二郎君) 建設大臣はこの補助員の身分を安定させるために決意をすでにいたしました。目下大蔵省と折衝中でございます。私の聞いております限りでは、まだ大蔵大臣はよろしいといふことは申しておりませんけれども、お話の通り、昨日国会においてそういうことを明言いたしておるとしますならば、その通りやつてくれるものとわれわれは期待いたしまして、今後努力いたしたいと思ひます。

なお、入札差金をどうしておるかといふお話でございますが、詳しい資料はもちろんです。ありません。けれども、一銭といふこともむだなことには使わないで、工事量を伸ばすなり何なり、適当な措置を講じておると思ひます。

という決意をもつて、努力中でございます。

○田中一君 それを聞いて安心したんです。何か、さつきも含みのあるようなことを言つておられる。私は大蔵大臣と、次に建設省においては官房長が一番じやまをしていらっしゃるんじゃないかと誤解しておりました。これは誤解でありますから了解いたしました。これは誤解は大した問題はないのです。やういふ決意があれば、何段でもできるのです。今までこゝろいふことをするの

は、おかしい話です。それで、私はきのうも運輸大臣にも農林大臣にも聞いたんです。これは単に建設省関係の、建設省の仕事に従事している者ばかりではない。あなたの方の各省の人間に對する待遇をどう考へておるか。建設大臣と同じでございます。こゝろいふ意見表示をしておるのです。これは今ではさうした不遇にある、国家公務員と同じやうな仕事をしておる人間が非常な悪い待遇を受けておる人間を、せめても共済組合に加入させるというこゝろ、多少待遇の前進になるのです。これはまた一つ、あなたの言つたやうに、今日は湯山君の質問があつたので非常に幸ひだと思ひますが、大臣は早急に、予算がこの参議院を通つた直後に、並行してさういふ点が現れるやうに、またせつかく努力するやうに、省内の意見をまとめておいて下さい。それを私は希望しておきます。

○赤木正雄君 関連して……今のお話で準職員あるいは補助員、準補助員もあるかもしれませんが、一体こゝろの方々の費用は工事費から出しておる。その通りであります。さうすると、工事費のうちからこゝろいふ方々の

費用は何割まで出し得るのか、大体の基準があらうと思ふのです。それを承りたいのです。極端にいへば、非常にこゝろいふに學校を出ても就職に困難だ。各出張所あるいは現場で、次から次に學校を出た人をたくさん採用する。さういふ人が、必ずしも純労働に従事しない、あるいは事務に従事するかもしれない。さうすると、さうした人ばかりで、事業量がほとんどできないといふことがあり得るかもしれない。でありますから、どれほどまでさういふ人を使ひ得るか、大体基準があらうと思ひます。私は今答弁を求めませんが、この次の機会までに大臣あるいは局長と御相談の上、さういふ方々に工事費のうち何割まで出し得るかといふことを聞きたい。それから、今までは非常に事務その他が複雑となつて、書類の整理なんかが大へんめんどうなために、なかなか一定の職員では仕事ができぬ。その結果、準職員とか補助員とか、あるいは準補助員とか、さういふ人をたくさん必要としたやうに思ひますが、終戦後現場においてどれほど事務が簡素化になつておるか、その二つの点を、この次でよろしうございしますから、お願いいたします。

○湯山勇君 これで私も、大臣や官房長がこゝろいふ補助員あるいは準補助員といふものの待遇について努力しておるといふ事実は認めます。それはたとへば家族手当の問題とか、あるいはその他の期末手当の問題とか、あるいは補助員あるいはそれ以下の準補助員といふ名前が呼ばれておる人々が、憲法の適用を受けるかどうかさへも厳密にいへば問題だと思ふのです。しかし

そういうこともあえて努力をしてやっておられることは認めますけれども、しかしそういうことをしなければならぬというならば、そうしなければならぬだけの必要性があるわけでごさいます。そういう必要なもの、たとえば公務員が多過ぎるとか、あるいは他の省がどうかということにこだわって、必要な建設省がそれに引っぱられて、かえって角をためて牛を殺すというような結果になることをおそれるわけですから、そこで、実際に必要であれば、私は建設省というものはこういう立場でございまして、今日こういう状態で残されておるといことは、私は単にこの人たちの身分がどうかというだけじゃなしに、工事にも影響しておると思うのです。と申しますのは、身分が不安定だということもありますし、同時に、たとえば補助員といったところで、端的にいえば人夫ですから、そういう人が町村当局との折衝なり県市との折衝をしてゆくというような場合には、やはりうまくいかない面も多いと思いますし、必要であれば必要であるだけに、そうしてまたこういう仕事をさせるのであればさるような態勢をとるために、ぜひ今官房長が言われたような点を早急に実現してもらいたいと思ふのですが、どうでしょう。ある程度確約できるものでしょうか。

○政府委員(石破二朗君) お話の通り、建設省の職員は、本職員が一万名、その他の準職員が六千名、補助員が一万名というふうなことは、私適當ではないと思ふ。いろいろの事情でこういふことになっておりますが、

大臣もしばしば申し上げております通り、建設省というふうなこういう事業官庁においては、その他の役所とやばり違つたやり方で定員その他のものを考へてゆかなければならぬだろうというところは、大臣も内々では申しておりますので、私も現在のこの配分は決して適當なものではないと思ふので、ここで約束はできませんけれども、十分努力いたしまして、もう少し合理的な方法に持つていきたいと考えております。

○湯山勇君 官房長としてはその程度までの御言明しかできないということは一解できます。それからもう一つ、実際に、補助員は二十八年五月以降絶対に雇つてはならない、採用してはならないというふうなことになるか。どうなるか、これは事実でしようか。どんなに必要があつても、そういうことはできないということになっておるのでしょうか。

○政府委員(石破二朗君) 私詳しく調べておりませんけれども、お話の通り、もう今後雇つてはいけないという通牒を出しておるようでございます。ただ、絶対にいけないとか何とかというものは、ないようには承知いたしております。

○湯山勇君 それでは、今のうちに現場の事務所なり出張所では、どうしてもやつてゆけないために、便宜さういふような措置をとつておる所が多いと思ふますが、それらは決して、これも好ましい形じゃなくて、ただ建設省の出された通牒にこだわつてそういうことになっておるのが多いと思ふのです。そこで二十八年五月の通牒は、これはやむを得ないものについては認める

いような形に修正される御意思はございせんか。これは省内だけの問題ですから、簡単だと思ふのです。

○政府委員(石破二朗君) 先ほどいきさつという言葉を田中委員の御質問の際に使いましたが、実は部内のことをお話しますれば、準職員制度はつきりさせました際には、もうこれに類するものはほかにない、雇ふことはしないというふうな話を部内ではいたした上で、準職員をそれじゃこれだけというところで制度をしいたわけでございます。補助員なんというものはそのときにはもうできないものと思つておつたわけですから、現場の方では必要やむを得ず、こゝろいものを調べてみますと、一万名置いてしまつておつたというのが事実です。さらに、これがまたその下のものも認めますと、そこで終ればいいわけですが、また、またその次が出てくるというふうなことで、これは際限ないと思ふ。先ほど根本的にはもう少し考え直したいと申しましたのは、その辺のこととも考えて、来年度の予算編成なり何なりには検討したい、こゝろいこととございします。今おるものをすぐ認めるかどうかというふうなことは、しばらく検討させていただきますと思ふ。

○湯山勇君 これは、今官房長のお話がありましたが、現実には補助員という名前ではなくて、補助員の仕事をしておるというものは、やはり補助員の数に匹敵するか、あるいはそれとあるかもしれないと私も思ふのです。そこでそういう現実を、ただ、今までの建前がどうかと、二十八年五月といへば二年も前のことなんですが、そのことで縛つてしまつて、そうして放置

しておつていいということもないわけですから、たとえあとでどうなるにしても今日一応省内で処理して、そうして新しい構想ができたときにはそれによつてまた適當にすればいいのであつて、こゝろいものを置いておくというこの不合理は、定員のワケ外のもの、三段階もあるというふうなことは、私はほかの省にもないと思ふのですが、何とか一つ、こたわらないで処理できないものでしょうか。この問題は私は必ずかしい問題じゃないと思ふのです。

○政府委員(石破二朗君) これは十分検討させていただきますと思ふ。さらに既に既成事実を認めますと、そういうものは雇つてはいけないというものを雇つておるわけでございます。それをまた認めますと、既成事実を作つておけばまたということも起りますので、その辺のこともよく利害得失をあわせ考えまして、御納得のゆくような解決方法を講じたい、かように考えております。

○田中一君 官房長に伺いますが、あな何か間違つてやしませんか。一体、補助員、準職員、それから定員の職員というものが、現場において遊んでゐるのじゃないのです。仕事をしておるのです。仕事があるからやつてゐるのです。それも、私がこの間質問書を出して答弁を受けた表を見ましても、よその職員よりも建設省の職員の方が余分に仕事をしておるのです。し過ぎるに過ぎないのです。ことに営繕関係の方なんか見ても、御承知のように、駐留軍関係の仕事がたぐさんあつたときには、徹夜しても追つかないというふうな仕事をしておるのです。

す。官房長の意見は、将来そういうものを雇ふことになりまうと、全部そういう工事は請負に出さうという意図のもとに発言しているのならわかりません。そうでなければ、実際仕事があるのに、どういふ方法で仕事をさせようというのですか。本年度も少くとも建設省は事業費というものを多少持つてゐるはずだ。その分は一体今までのようにやらせるつもりなんですか。そういう説明ではわれわれ納得できないのです。

○政府委員(石破二朗君) この問題につきましても、今後の問題をいろいろ考え合せなければいけませんので、こゝろいしますという約束はできませんけれども、至急に対策を講じまして、委員の各位の御納得のゆくような措置を講じます。かように申し上げておる次第でございます。

○湯山勇君 今、田中委員が言われましたように、官房長の先ほどのお話では、補助員あるいはそれに似通つたものを雇ふというふうな何か悪いことをしておるというふうなふうに私も受け取つたわけなんです。そうではないかと、とめられておつてもさうしなればならぬというものが実態なんですから、一つ納得のいくようにぜひ善処願ひたいと思ひます。

それからついでにもう一つお聞きしたいのは、先般、これは川島國務大臣が、二百二十名の営繕の整理される人員について、全部公団の方へ移るようことを委員会でも申しておられるのです。これは確かでございますか。

○政府委員(石破二朗君) 川島國務大臣の御発言の内容は、私詳しく承知い

たしておりませんけれども、今度できる予定の住宅公団の職員は、公団の總裁が必要とする人間を採用することになると思います。従いまして、營繕の行政整理の職員が全部公団に採用願えるかどうか、そのことはお約束いたしかねると思います、私としては、ただ、實際問題といたしましては、長年建設省に勤務しておられた者でございまして、おそらく公団の事務について、もたんのうなものだろうと思ひます。従いまして、結果的に申しますれば、おそらく公団の總裁は營繕から、行政整理というわけではありませんが、定員が減つたために過剰になる人間程度のは、おそらく公団の總裁は全部採用してくれるものと期待し、今後われわれはそういう方針で努力したい、かように考えております。

○湯山勇君 それから今度予算修正によりまして事業量のふえたところがありあると思うのですが、そういうことに對して、定員との関係、これはどういふふうに考えておられますか。

○政府委員(石破二郎君) それが、先ほど私が申し上げました、こういう建設省というふうな事業をやっておる役所の定員というものは、毎年々々事業の量は増減があります一方、定員の方は、私が記憶しております限りは、營繕を除きましてはここの当分はふえておりません。河川事業費、道路事業費、いずれも直轄事業費は毎年々々ふえてきております。まあそういうことがありますので、建設省の定員というものについてはもう少し根本的な検討を加えたいと思つております。

なお、お尋ねの今度増額修正になりました分につきましては、工事はこ

をやりたい、所要の人はいないという場合には、配置転換なり何なりでできるだけの措置を講じ、さらにできない分につきましては、あるいは請負を活用するとかなんとかして善処したい、かように考えております。

○湯山勇君 そういふときに、やはり補助員というのが必要になつてきまされ、實際問題として、この定員法では一名減したり一名ふやしたりするところまでこまかく突つておるわけですから、工事量がふえたからこの中で操作するといふことはあつてはならないし、不可能だと思ひます。そういう甘い定員法じゃないと思ひますので、そうなれば、やはり補助員というものも必要になるわけで、これは一つ、これはこの程度で今日はやめまされども、十分御考慮になつて、一つ善処願ひたいと思ひます。

○委員長(石川榮一君) 私からも一言申し上げますが、ただいま湯山委員並びに田中委員から御質疑なさいましたこの考え方については、私もさうに考へる。建設省の予算は逐次増大する傾向、増大しなければならぬ運命にあるわけでありまして、定員法というかたきしいものに縛られて建設行政が進展しないようなことがあつてはならない。従いまして、やむを得ず今の準職員、補助員等が生れてきたと思ひます。これらについては定員法外ではあらうと思ひますが、機動性を持つたところの、弾力性のある用員を用意されまして、それにはなるべく定員法に準ずるような、いわゆる共済組合等には当然加入ができるような形をとつて、安定して仕事をさせるのでなければ、予算を幾ら取つても、私は効果的な事業の

遂行はできないと思ひます。その点は御了承願ひまして、善処願ひたいと思ひます。

○石井桂君 今日、金融公庫の方見えておりますか。

○委員長(石川榮一君) 見えております。

○石井桂君 ちょっと一言だけ、時間がおそいようでございますから、政府の原案の五十二億の財政投資ですね、投資から四十五億を融資にする。そうしますと、初めの七万五千戸の計画の場合と、つまり利子を払うだけワタを減らさなければならぬから、さういたしますから、これは計算すると約三億になる、六分五厘として、さうすると、七万五千にどうも影響がありさうに思ひます。で、公庫の方がおいでになるなら、公庫の方から先に聞いて、石破官房長から先にうまくごまかされるといけなから、公庫から聞いて、それから官房長から、支障があるかどうかを伺ひたい。

○説明員(鈴木三三君) 御答弁申し上げます。住宅金融公庫に對します財政投資は、ただいまお話がありました通り、当初政府投資が五十二億、利子のつく借入金金が百三十八億円でございまして、それが今度の修正によりまして、政府の出資は七億になりました。借入金金が百八十三億円になつたのであります。

で、この修正によつて公庫の収支に對してどういふ影響があるかというふうな御質問でございましたが、結論から先に簡単に申し上げますと、今度の修正によりまして、公庫のさしあたり三十年度の事業計画等には影響はございません。つまり、經理の面から申し

まして、さしあたりは本年度は赤字を出すことはないものと思われまふ。その間の事情をく簡単に敷衍いたしまして、もちろん今度の修正によりまして、利子のつく借入金金が四十五億も振りかえられたことになりましたから、利子のつかない政府出資とそれから利子のつく借入金との割合は、当初の案でいいますと、利子のつかない方を一〇・九八となつておるものが、今度の修正によりまして逆に二・二となりまして、まあ一対一・二ぐらいに比率で申しまして、なりまふ。であるのでありますが、まだこの一対一・二ぐらいの割合では赤字といふところまで参つておりませんので、さしあたり四十五億円の借入金金の振りかえによりまして影響を案数で申し上げますと、いわゆる貸し倒れ引当金というのをこれまで若干決算のときに生じておりましたが、貸し倒れ引当金が二億五千万円ほど減になるといふところでございます。さらに他の言葉で申せば、従来大体において貸し倒れ引当金というものが貸付金の残額に對して千分の十内外あつたのでありますが、今度の修正によりまして、この貸し倒れ引当金の割合が三十年度におきまして千分の七から千分の四程度まで下る、こういうことに相なります。少くとも三十年度におきましては今度の修正によりまして、繰り返すようであります。さしあたりは事業計画並びに収支の面におきましては支障はございせん。

○石井桂君 どうも非常にうまくつくろつて答弁されているやうな気がする。利子を三億近く払つてさうして支障がないといふのだと、前の予算がず

さんだといふことに、前もそんな程度にやつたらよりさうなものだ、こう思ふのです。でも、何といふか、支出の方をよけい出しておいて前の計画と変らぬといふやつは、どうもわれわれにびんと納得が行かない。前の計画がずさんじゃなかつたか。ずさんでなくとも、ゆとりがありやしなかつたかといふことになる。

○説明員(鈴木三三君) ずさんといふ……。

○石井桂君 ずさんは取り消しですが……。

○説明員(鈴木三三君) ずさんといふ御批判であります。さういふ公庫が貸借対照表なり損益計算書なりを作つて国会の方へ提出いたしておられますが、さういふ膨大な貸付金といふことをいたしておられますと、若干の貸し倒れ引当金といふことを見込んでおくことが、これはいづゆる企業会計の常道であり、原則であらうと存じます。これは各公庫とも同様であらうと存じますが、大蔵省の当局からは、いろいろこの企業会計上の原則に基きまして、貸付金の残額に對して当初は千分の十でありましたが、最近では千分の十五までは貸し倒れ引当金を作つてよろしい、さういふふうに相なつております。公庫は決していづゆる利益を生んでおりませんけれども、貸し倒れ引当金といふものが千分の十五以内では經理上生まれて来るやうになつております。説明が不十分であるかもしれせんが、ただいまでも七百八十億円の貸付金の残額であります。この回収成績がはなだ良好でございまして、そのために貸し倒れ引当金が若干計上できるほどの今のところ經理内容になつ

ておりますということを、御了承を得たいと思ひます。

○石井桂君 貸し倒れ引当金の率を減らしているわけでしょう。その減らした率で、なぜ前にやらなかったのですか。困つてきたから、それでつじつまを合したのじゃないですか。これはよくあるのですよ、そういうことは。

○説明員(鈴木三三) ちよつと御質問の内容を理解に苦しむのでありますが、別に引当金の割合をむりに下げたというのじゃございませんで、ほかの言葉をもつて申し上げますと、公庫の収入とそれから支出とございますが、その差額がございまして、その差額が貸付金の残額のたゞいまでは千分の十五以内のものは貸し倒れ引当金として損金に繰り入れ、さらに貸借対照表の貸方の方に、まあ一種の積立金に似たようなものでありますが、そういうものに計上してよろしい、それが公庫の経理を健全にするゆゑんであるという理解のもとに、認められておるのであります、当初の原案によりますと、三十年代におきましてはこの引当金は千分の七くらいまで計上できる見込みであつたのが、今度の振りがわりによつて千分の四くらいに減つたといふことで、それだけの被害といひますか、それだけの影響によつて三十年代はしので行けるだろう、こういうことを経理の面から御説明申し上げます。

○石井桂君 このことはいづれ田中さんあたり聞くだろうと思ひし、この修正は自由党も関係があるらしいですから、これ以上やりますが、結局、財政投資を融資にしたことによつて金融公庫自体がお困りになりませんかといふことを、はつきり言つてくれませんか。金融公庫並びに国民だ。金融公庫も困る。それからあなた。

○説明員(鈴木三三) はつきり申し上げますと、今度の振りがえによりまして、当初の原案によりまして事業計画には影響はございません。公庫としてのさしあたりの影響は、国の資金部に對する借入金金の利子が、二十五億円の利子が二十七億円の、ちよつと二億五百万円ふえるというだけのことでございまして、今度の振りがえによりまして、一般大衆の方々に對する貸付金の利子を増額するとか、その他予定の建設戸数を減らすとかいふ、そういうゆいしい事態と申しますか、そういうところまでは至つておりませんといふことを、経理の面から御説明申し上げます。

○石井桂君 監督官庁として、石破さん一つ。

○政府委員(石破二郎君) ただいま鈴木理事から申し上げた通りでございます、私の方も、住宅金融公庫の本年度の事業経理なり事業の経営につきましては、全然不安は持つておりませんが、御承知の通り、昭和二十五年にこの公庫ができて以来、初めの年は全額政府の出資金でございました。翌年度から預金部資金を借り入れることになりました、預金部資金と政府出資の比率が、だんだん借入金の方が多くなつて参つております。ことしも五十二億と百三十八億といふことで予定しておつたのでありますが、これが四十五億振りかへになりました、従ひましてこれは差しつかへは私はないと思ひますけれども、来年の予算編成につきましては相當の処置を講じなければ、明年度の公庫の経営は非常に苦しくなる、かように考へております。

○委員長(石川榮一君) 今日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十九分散会

六月十一日本委員会に左の案件を付託された

一、道路整備費財源の確保等に関する請願(第六五三三)

一、国道八号線舗装に関する請願(第六八七五)

一、長野県美和ダム建設反対に関する請願(第七二二二)

第七二二二号 昭和三十年六月四日受理

長野県美和ダム建設反対に関する請願

請願者 長野県上伊那郡美和村大字溝口 高見彦市外一名

紹介議員 石川 榮一君

第六八七五号 昭和三十年六月二日受理

国道八号線舗装に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市長井上孫次郎外十九名

紹介議員 西川 基五郎君

琵琶湖の南部を東西に縦断する国道八号線は、既にほうり点にある国鉄輸送をたすけて、東京、大阪の両経済地帯を北陸路から阪神と結ぶ現代日本の陸上交通の大動脈であるが、最近における交通量の激増に加えて大型自動車の高速度運転ひん繁のため、路面の損傷はなほだしく、間断なき自動車の通過毎に砂じんももつて終日砂ぼこりにおおわれ、沿道農作物の伸張と息吹きがこの砂じんのため窒息して米麦、葉たばこ、野菜等の減収は農家経済を脅かし、沿道農民の苦衷と窮状は想像に絶するものがあるから、該道路の舗装をすみやかに実現せられたいとの請願。

第六五三三号 昭和三十年六月一日受理

道路整備費財源の確保等に関する請願

請願者 東京都千代田区三年町一尚友会館内 島村力外一名

紹介議員 小澤久太郎君

ること、(三)一般財源を道路費に繰り入れることを明確に規定すること、(四)道路公債を発行すること等の実現を期せられたいとの請願。

六月十四日本委員会に左の案件を付託された

一、水防法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月六日)

政府提案による昭和三十年道路予算並びに関連法案は、道路整備促進を必要とする情勢に照らし、かつまた道路費負担の公正を期する上に、いちじるしく欠けるものがあるから、(一)現行の道路整備費の財源等に関する臨時措置法を改正して恒久法とすること、(二)道路費に特定した財源を他の目的に流用することを禁止する規定を設けること、(三)一般財源を道路費に繰り入れることを明確に規定すること、(四)道路公債を発行すること等の実現を期せられたいとの請願。

昭和三十年六月十八日印刷

昭和三十年六月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局